新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補助金公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業の補助対象事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業

(2) 目的

新型コロナウィルス感染症の影響により社会環境が日々激しく変化する中、「新しい生活様式」に適応したサービスやソリューション、ビジネスモデルのいち早い社会実現が求められている。基本的な感染防止対策の実践と社会・経済活動の継続の両面に配慮しつつ、コロナ禍により顕在化した社会課題の解決策となり得る実証プロジェクトを支援することで、早期の社会実現につなげ、市民生活の質の向上を目指す。

(3) 事業内容

以下の内容をすべて満たす提案とすること。

- ・ I o T 、 A I 、 E ッグデータ、ロボティクス、V R 、 A R 、 5 G をはじめとする先端技術 を活用した民間事業者等によるもの
- ・公共性、緊急性が高く、広くビジネス波及が期待できる事業であること
- ・コロナ禍により顕在化または今後想定される課題の解決を目指し、早期の社会実現が期待できる熟度の高い事業であること
- (4) 補助額
 - 1件当たりの上限500万円、補助対象経費の2/3以内
- (5) 採択件数
 - 3件程度
- (6) 事業期間

補助金交付決定日から令和3年2月末日又は事業完了した日のいずれか早い日まで ※令和3年2月末日までに完了することとしていた事業が令和3年度にまたがることと なった場合は、速やかに本市と協議し、繰越手続きの上、最長でも令和4年2月末日までと する。

(7) 実証実験データについて

実証実験で得られたデータと検証結果については、可能な限り本市に提供すること。 (詳細は別途協議)

(8) その他

補助金の手続き等については、「新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補

助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)による。

3 提案者に求められる資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす日本国内に存在する法人又は個人事業者とする。
- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (イ)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。
- (ウ) 新潟市の競争入札参加資格者名簿(業務委託)に登録されている者であること、又は 以下の条件すべてを満たす者であること。
 - ①日本国内に存在する法人又は個人事業者で国税及び地方税等に滞納がないこと。
 - ②法人の場合は設立日から(個人事業者の場合は開業日から)申請日までの期間が1年以上経過していること(ただし、承継を受けている場合を除く。)
- (エ)参加表明書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札に おける指名停止措置を受けている者でないこと。
- (オ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (2) 参加資格要件の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から補助対象事業者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

4 プロポーザル日程

実施要領交付開始 令和2年10月8日(木)

事前相談実施期間令和2年10月8日(木)から11月13日(金)まで参加表明書提出期間令和2年10月8日(木)から11月13日(金)まで質問受付期間令和2年10月8日(木)から10月30日(金)まで提案書提出期間令和2年10月8日(木)から11月13日(金)まで

5 事前相談の実施

本プロポーザルへ参加しようとする者は、後記6「参加表明書の提出」に先立ち、次により事前相談書を提出すること。

(1) 提出書類 : 事前相談書として、企画提案書(別紙様式3) に記載する事項等の概要

(A4版1枚程度とし、様式は自由とする。)

(2) 受付開始 : 令和2年10月8日(木)から11月13日(金)まで

(3) 提出場所 :後記13「事務局」に提出すること。

(4) 提出方法 :電子メールにて、growing@city.niigata.lg.jp 宛てに提出

(5) 回答方法 : 相談を受けてから概ね一週間以内に電子メールにて回答

(6) 注意事項 : 事前相談では、事前相談書に記載した内容に関して、本要領及び「交付要綱」に照らし合わせて、明らかな不適合等がないかどうか確認する。ただし、実証事業で導入した商品等を単に引き取り・購入等する予定のもの等、事業の内容によっては本補助金の対象とならない場合がある。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加しようとする者は、前期5の事前相談の後に、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類 : ①参加表明書(別紙様式1)

②新潟市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に登録されている者であることが分かる書類 又は市税の納税証明書

③登記事項証明書(法人の場合)

※②、③は、コンソーシアム(共同事業体)を構成して参加する場合は構成する団体毎に必要

(2) 提出部数 : 1部

(3) 受付開始 : 令和2年10月8日(木)から11月13日(金)まで

(4) 提出場所 : 後記13「事務局」に提出すること。

(5) 提出方法 : 持参又は郵送・宅配便(土日・祝日は受付しません)

7 質問及び回答

前記6「参加表明書の提出」により参加表明書を提出しようとする者は、本事業及び本要領について質問することができる。質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。また、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問については、一切受け付けないものとする。

(1) 提出書類:質問書(別紙様式2)

(2) 提出期限: 令和2年10月8日(木)から10月30日(金)まで

(3) 提出方法:電子メールにて、growing@city.niigata.lg.jp 宛てに提出

(4) 回答方法:質問を受け付けてから概ね一週間以内に電子メールにて回答

8 提案書の提出

(1) 提出書類:後記9「提案書の構成」のとおり

(2) 提出部数: 7部(正本:1部、副本6部)

- (3) 提出期限:令和2年10月8日(木)から11月13日(金)まで
- (4) 提出場所:後記13「事務局」に提出すること。
- (5) 提出方法:持参又は郵送・宅配便(土日・祝日は受付しません)※なお、紙媒体で指定 部数を提出することに加え、PDF 形式で電子メール又は CD-R により提出すること。
- (6) 追加・変更等:提出後の案の差替え(追加・変更等)は、提出期限までの間に限り認めることとする。
- (7) 留意事項:正本及び副本は、ファイル綴じやホチキス留めせず、クリップ留めでの提出とする。なお、必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式での提出を行うこと。
- (8) その他:提案書の提出は、1参加表明者1提案までとする。

9 提案書の構成

- (1) 企画提案書(全体概要)(別紙様式3)
- (2) 実施計画書(別紙様式4)
- (3) 実施体制説明書(別紙様式5)
- (4) 事業スケジュール (別紙様式6)
- (5) 事業に要する費用について(別紙様式7)
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(別紙様式8) ※コンソーシアムを構成して参加する場合は、構成する団体毎に必要

※なお、必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール又は CD-R により提出すること。

10 選定方法

(1) 選定の方法

補助対象事業者の選定にあたっては、別に定める選定基準に基づき、予算の範囲内において補助対象事業者を選定する。なお、ヒアリングを原則実施することとし、その場合は提案者に別途通知を行う。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、提案者に電子メールにて通知する。

なお、選定結果についての異議申立て等は、受け付けないものとする。

11 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 前記3の提案者の資格要件を満たさない場合、又は補助対象事業者の決定をするまで の間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加表明書及び提案書を提出期限までに提出しなかった場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合又は本要領に違反する表現をした場合
- (4) 本要領の受領以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して選定委員等に対し、不当な接触を行った場合
- (5) その他、指示した条件に違反する等、新潟市が不適当と認める場合

12 その他

- (1) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続きにおける提案書作成・提出、プレゼンテーションへの参加等、提案に係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本手続きにおいて、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (5) 新潟市は、選定に係る手続きにおいて、又は本事業を実施していく上で必要がある場合は、提出された提案書等の全部又は一部の複製等をすることができる。
- (6) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) 選定された提案者は、交付要綱に基づき、補助金交付申請等の必要な手続きを行うものとする。
- (8) 新潟市は、提案者に対して、その提案内容について態様・期間等を指定して追加資料を提出するよう求めることができるものとする。
- (9) 新潟市は、必要に応じて提案者に出席を求めて提案事業に関する中間報告会及び実績報告会を開催することが出来ることとし、その場合は、提案者に別途通知を行うこととする。

13 事務局

〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階 新潟市 経済部 成長産業支援課

担当 成澤、曽我

TEL 025-226-1694

FAX 025-228-2277

電子メール growing@city.niigata.lg.jp

別表 選定基準表

提案書に対しては、次に掲げる評価項目、評価の視点等を基準として評価を行う。

評価項目	評価の視点
(1)目的の適合性	提案内容が、事業の目的等に沿ったものになっているか
	・事業の目的等に対する適合性
	・公共性、緊急性、ビジネス波及の展望性
	・コロナ禍における地域課題への訴求性(コロナ禍により顕在化または
	今後想定される課題の解決に資するもの)
(2)計画性等	実用化に向けた計画性、明確性が十分か
	・事業の計画性(工程の確実性、費用の現実性等)
	・実証内容の明確性(達成目標の設定、期待される効果)
	・報告内容の明確性(実証結果、効果検証に関する工夫・提案)
(3)新規性・革新性	新たな技術・革新的な発想等を活用したものか
	・事業の新規性・革新性(本市・県・国レベル)
	・技術の組み合わせ・開発力・発想力等
(4)推進体制等	事業の推進体制、継続性、普及展開が期待できるか
	・事業の推進体制(必要な組織、人員、体制等)
	・事業の継続性(実証場所の確保、資材・資金等)
	・事業の普及展開、産業活力の向上につながるものか